

「食」の自立支援サービス事業

面河地区・美川地区・柳谷地区の 配食サービス事業について



対象者：久万高原町に住所を有し居住する、65歳以上の一人暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯であって、老衰や身体機能の低下及び傷病等の理由により調理困難で、バランスのとれた食事の提供や安否確認が必要と判断される方が対象です。

利用内容：社会福祉協議会が自宅まで昼食（お弁当）を届けます。
その際に、対象者の安否確認を行います。

利用回数：毎週月曜日～金曜日（週5日以内）
但し、祝祭日・年末年始 12月29日～翌年1月3日はお休みします。

※利用回数は、他の食関連サービス（ヘルパーやデイサービス）の利用も含め審査した上で、不足する部分を配食で補いますので、希望に添えない場合があります。

利用者負担額：1食＝500円

※利用料は翌月に1か月分まとめて役場が徴収します。

利用までの流れ

① 申請・・・介護予防及び地域支え合い事業申請書
アセスメント票

※アセスメント票は、利用希望者の現在の状況を細かく調査し記入します。アセスメントが提出できない方は、社協職員が訪問し調査を行います。

預金口座振替納入依頼書

（郵便局を除いた町内の金融機関に限ります）

※口座振替を利用されない場合は、預金口座振替納入依頼書は要りません。その場合は納付書によるお支払いとなります。

同意書

② 審査・・・申請書類が全てそろったら、内容を審査し利用の可否と利用回数を決定します。

③通知・・・利用の可否を書面で通知いたします。

④配食サービス開始

※お弁当は原則手渡しとなります。

《 見本 》



利用を希望される方は、お問い合わせ先までご連絡下さい。



《お問い合わせ先》

久万高原町役場 保健福祉課
高齢者福祉係

電話 21-1111